平成２９年（フ）第８５号
千葉県松戸市南花島３丁目52番地の６　グレース松戸Ⅲ103号
債務者　國分　　榮
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６号
千葉県松戸市南花島３丁目52番地の６　グレース松戸Ⅲ103号
債務者　國分　明美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１１号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目９番47号（コーポ松飛台101）
債務者　小島　明美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１２号
千葉県流山市流山９丁目500番地の３　２－303
債務者　町田　敏夫
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１９号
千葉県野田市山崎1799番地の１　プレジール梅郷Ｂ202号室
債務者　鎌田　一美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５４号
千葉県流山市大字流山986番地の２　レオパレスＢＥＬＬ201
債務者　森岡　健二
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６６号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７号　プラムガーデン我孫子
債務者　岡野　忠康
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１５号
千葉県松戸市竹ケ花西町306番地の９　グーディッシュ松戸601号
債務者　二村　妙子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９号
青森県弘前市大字城東４丁目５番地３　グランカルフール301号
債務者　三上　貴之
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第４８号
神奈川県厚木市旭町１丁目16番15―103号、前住所神奈川県厚木市中町１丁目７番27―603号
債務者　宍戸　美絵
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１００号
神奈川県平塚市唐ケ原117番地の１　グリーンハイツ花水202号
債務者　深井　和博
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４０号
神奈川県厚木市恩名４丁目16番２号　リゾートマキ102、前住所神奈川県厚木市戸室１丁目27番24号　第３リリーハイツ107
債務者　ＳＨＩＭＡＢＵＫＵＲＯ　ＰＡＣＨＡＳ　ＰＡＴＲＩＣＩＡ　ＹＯＳＨＩＫＯ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８０号
神奈川県小田原市中村原414番地の１　パルハイムＡ103号、前住所神奈川県南足柄市和田河原409番地４
債務者　宮林　英子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３７号
広島県福山市本庄町中２丁目13番９号
債務者　小林　博之
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４８号
広島県福山市山野町大字山野2501番地
債務者　森原　康雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１５４号
神奈川県小田原市千代177番地　グリーンサイドハイツＤ103、前住所神奈川県小田原市千代387番地の６
債務者　橋本　　光
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部